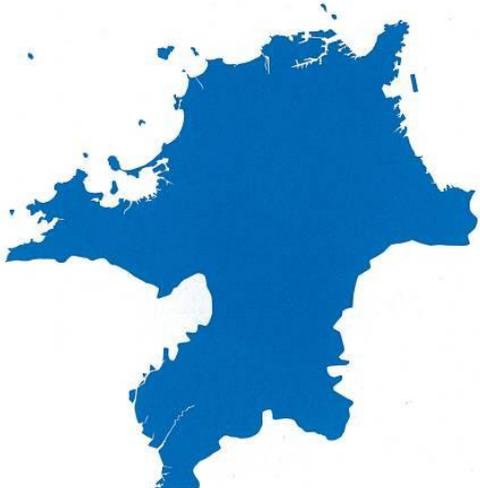


瀬戸内海環境の保全に関する福岡県計画

きれいで豊かな瀬戸内海を目指して



目 次

まえがき	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の期間	1
第4 計画の目標	1
1 目標設定に当たっての将来像	1
2 目標	2
第5 計画の対象区域	3
第6 目標達成のため講ずる施策	4
○ 施策の体系図	4
1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保	5
(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減	5
(2) 下水道等の整備の促進等	6
(3) 底層環境等の改善	8
(4) 油等による汚染の防止	8
(5) 栄養塩類の管理等	9
(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等	9
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全	11
(1) 自然海浜等の保全等	11
(2) 海砂利の採取の抑制	17
(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	17
(4) エコツーリズム等の推進	18
(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	18
(6) 島しょ部の環境の保全	19
3 海洋プラスチックごみを含む漂着ごみ等の除去・発生抑制等	19
(1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進	19
(2) プラスチックごみ対策の推進	20
(3) 循環経済への移行	20
4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進	21
(1) 監視測定の充実、調査研究等の推進	21
(2) 技術開発の促進等	22
(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価	22
5 基盤的施策の着実な実施	23
(1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等	23
(2) 情報提供、広報の充実	23
(3) 環境教育・環境学習の推進	23
(4) 国内外の閉鎖性海域との連携	24
第7 計画の推進	25
1 施策の積極的推進	25

2	計画推進のための関係機関との連絡調整	25
3	施策の実施状況及びその効果の把握	25
4	指標	25

瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画

瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画（以下「計画」という。）は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第4条の規定に基づき、福岡県の区域（同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち本県の区域をいう。以下「県区域」という。）において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定めるものである。

第1 計画策定の趣旨

瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、国は瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（瀬戸内海環境保全基本計画）を令和4年2月に策定した。

これを受け、県区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明らかにし、また実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

第2 計画の性格

この計画は、広く県民に対し、瀬戸内海の環境を保全するための目標及びその目標を達成するために講ずべき施策を示すものであり、また、県、関係市町村、事業者及び関係団体等が目標達成に向けて取組みを進めるに当たっての指針となるべきものである。

第3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から概ね10年とする。

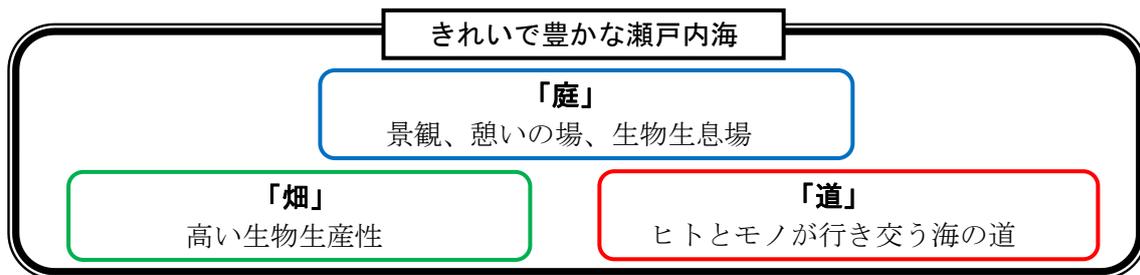
また、策定時から概ね5年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第4 計画の目標

1 目標設定に当たっての将来像

この計画は、「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」に具体化された「福岡県の環境の将来像」を念頭に、法の理念に加えられた「気候変動」の観点や、経済、社会及び環境の三側面を調和させる「持続可能な開発目標（SDGs）」、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」という「ワンヘルス」の理念も踏まえ、新しい時代にふさわしい「地域の実情に応じた里海づくり」を総合的に推進することにより、環境基準^{*}が達成され、生物多様性・生物生産性が確保された「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指すものとする。

^{*} 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条



2 目標

1 に掲げる「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指し、瀬戸内海環境保全基本計画に定められた4つの項目をこの計画の目標として次のとおり定める。

なお、これらの取組が相互に関係し合っていること、気候変動による水温の上昇や降雨の変化の影響範囲や程度については十分解明されていないこと等も踏まえることとする。

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

海域の水質が生物多様性・生物生産性にとって重要であることを踏まえ、海域の水質や底層環境等を保全するための施策を総合的に推進するとともに、地域の実情や季節に応じたきめ細やかな水質管理に努めます。

また、多様で豊かな瀬戸内海の水産資源を守るために、資源量及び漁業実態の把握に努め、資源管理型漁業や藻場・干潟の保全・再生等を適切に進めることで、持続的な水産資源の利用の確保を図ります。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

開発行為の実施やその規制に当たっての環境配慮に努めること等により、多様な生物が生息・生育する貴重な環境資源であり、人と自然とのふれあいの場ともなっている藻場・干潟・自然海浜等の沿岸域の環境の保全、再生及び創出を推進し、あわせて2030年までに陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する30by30の目標達成に寄与します。

また、緑地・文化財の保全等を通じて、自然景観や文化的景観の保全を推進するとともに、これら景観資源を活用したエコツーリズム等を実施する等、地域の活性化を図ります。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）及び「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸の良好な景観、多様な生物の保全、生活環境の確保等総合的な海岸環境の保全を図ります。

4 気候変動への対応

「福岡県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減対策や吸収源対策である「緩和策」とともに、気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」にも取り組むことにより、地球温暖化による気候変動の影響に積極的に対処していきます。

また、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けを維持することにより、人と動物と環境の健全性を守るため、ワンヘルスの理念に関する普及啓発を図ります。

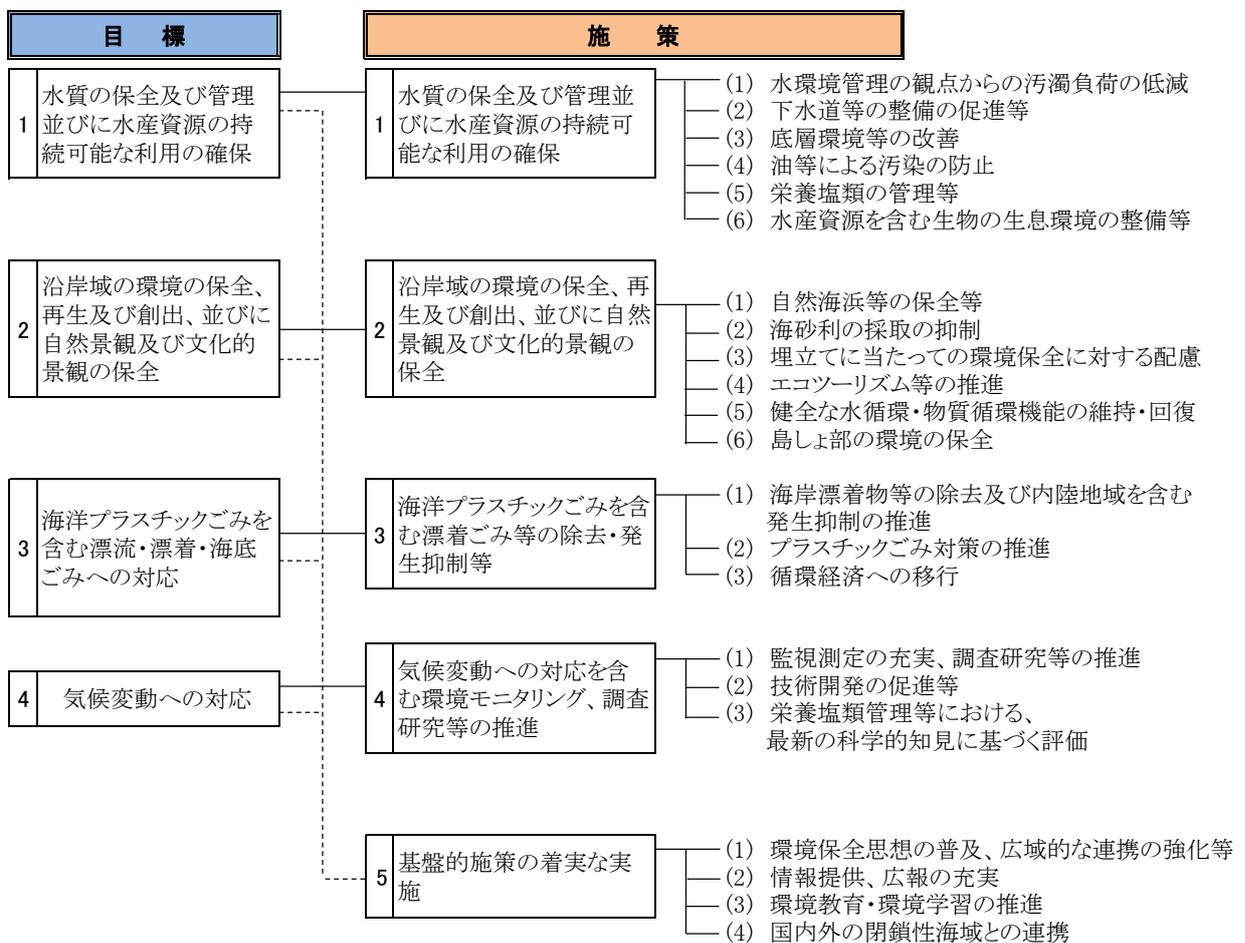
第6 目標達成のため講ずる施策

この計画の目標を実現するため、各地域が相互に連携し、瀬戸内海という一つの海において、最大限の効果が発揮されるよう調和したものとすべく、各種の施策の積極的な実施に努めるものとする。

なお、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的な考え方にに基づき、柔軟かつ慎重に取組を推進するものとする。

本県における基本的な施策は、次のとおりとする。

○ 施策の体系図



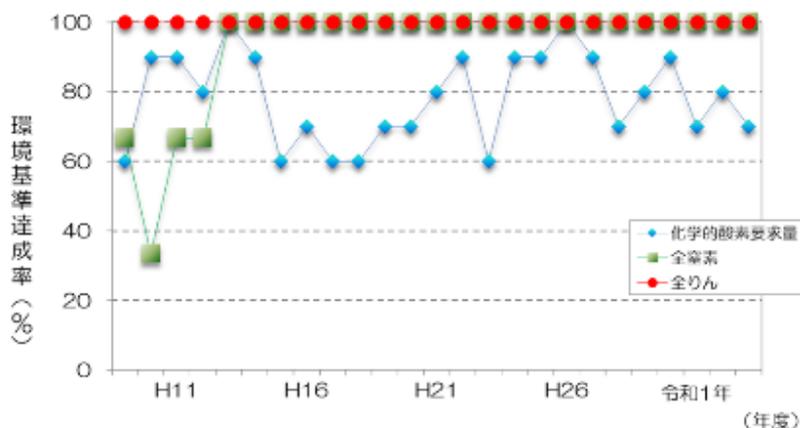
1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減

(現状・課題)

本県の瀬戸内海は、内海である周防灘と外海である響灘に大別され、これらの海域において、水質環境基準の類型指定が7水域、全窒素及び全りんに係る環境基準類型指定が4水域となっている。

瀬戸内海のうち環境基準点のある県内海域の環境基準達成状況を、生活環境項目である化学的酸素要求量（COD）並びに、富栄養化の指標である全窒素及び全りんについてみると、以下のとおりである。



令和3年度の達成率は、化学的酸素要求量（COD）については70.0%、全窒素及び全りんについては全て達成されている。全窒素及び全りんは、平成13年度以降、環境基準達成率は100%で推移しているが、化学的酸素要求量（COD）については、60%から100%の範囲で推移していることから引き続き汚濁負荷量の低減を図り、環境基準を達成することが求められている。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であったことから、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき水質総量規制が実施されてきた。

その結果、周防灘と響灘の水質は現在比較的良好な状態であり、今後も総量削減制度の下で現在の水質が悪化しないような対策を講ずる必要がある。

本県においては、国で定められた削減目標量を達成するため、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）」を策定し、発生源別の削減目標量を定めている。

また、本県の瀬戸内海における赤潮の発生状況は、ここ数年0件から3件と横ばいの傾向にあるが、漁業被害を与える有害プランクトンの赤潮が発生していることから、海況調査等を行い、有害プランクトンの赤潮の発生状況を調査し、被害を未然に防ぐ対策が求められている。

加えて、現代社会においては、多様な化学物質が利用されており、環境中には多くの化学物質が存在する。これら化学物質の中には、製造や使用、廃棄の過程で環境汚染をもたらすものもある。

本県では、カドミウムなどの健康項目、ダイオキシン類に係る常時監視が実施されており、瀬戸内海及びこれに流入する公共用水域においては、健康項目、ダイオキシン類ともに環境基準に適合している状況である。

今後とも、常時監視等を通じた状況の把握に努め、水質汚濁防止法に基づく規制を実施することに加え、水質汚濁の一因となっている海底及び河床の汚濁に係る対策を進めることが求められている。

(基本的施策)

- 地域における海域利用の実情を踏まえた、灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理のために、国において進められているきれいで豊かな海の確保に関する検討に参画

し、県の水質データや研究情報を提供するとともに、地域の漁場環境に適した水質管理方策等について連携して検討を進めていく。

- 今後、きれいで豊かな海の確保に関する検討の内容を踏まえ、良好な水質と生物多様性・生物生産性の確保の両立に向けた水質管理方策に基づき、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組みを推進する。
- 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）」の施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努める。
- 生物の生息等に対する直接的な影響を判断できる指標として、国の動向を注視しつつ、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の類型指定について検討を進める。
- 関係自治体が連携し、該当水域の水質の汚濁状況の常時監視を実施する。
- 産業排水については、総量規制基準の遵守等の観点から、排水処理施設等の改善・整備及び維持管理の適正化に努める。また、総量規制基準が適用されない工場・事業場等の特定事業場については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法をはじめ、福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領に基づく立入調査等を行うとともに、その他の事業場等についても、適宜、必要な調査の実施、指導、助言等を実施する。
- 現行の「福岡県環境保全施設等整備資金融資制度」等を活用し、中小企業等の公害防止施設の整備の促進に努める。
- 多種多様で高い生産性のある海域を目指し、窒素やりん等の栄養塩類及び溶存酸素量の水質調査に加え、植物プランクトンのモニタリング調査を行うとともに、県、漁協等の監視通報体制を強化する。また、赤潮に関する調査研究を大分県、山口県等と連携して推進し、総合的な対策を図る。
- 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき、魚貝類の養殖漁場の悪化が生じないように、漁場管理の適正化に努める。
- 本県が定める「福岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、化学肥料の使用量の低減に努めることにより、農業排水中の窒素及びりんの負荷量の軽減を図る。また、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づき、家畜排せつ物の適正処理に努める。
- 河川及び海域等の環境を改善するため、必要に応じ、河川直接浄化施設の整備、汚泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業等を推進する。
- 関係自治体が連携し、富栄養化防止に係る普及啓発を推進する。
- 地域における海域利用の実情に応じて、より効率的な排水処理技術の開発等に関する調査研究に努める。
- 水質汚濁防止法の適切な運用により、水質環境基準の達成維持を図る。
- ダイオキシン類については、常時監視等を通じた区域内の状況の把握に努め、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく排出規制を推進する。
- 有機スズ化合物等の有害化学物質による公共用水域の汚染を防止するため、これらの化学物質による水質汚染状況の監視に努める。
- 有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づき排出量の把握、管理を推進する。
- 必要に応じて区域内の主要な河川や海域における底質調査を実施する。
- 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害である物質を含む汚泥については、その堆積による底質の悪化を防止するとともに、生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じて除去等の適正な措置を検討する。
- 底質浄化事業に関する調査等の推進を図る。

(2) 下水道等の整備の促進等

(現状・課題)

下水道、コミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設は、汚水の収集・処理、雨水の排除、高度処理など、時代の要請に応じて機能の充実に努めながら、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に大きく貢献して

きた。

このうち、下水道については北九州市等において整備が進められており、令和3年度末においては12か所の終末処理場が供用され、北九州市の下水道処理人口普及率は99.9%となっている。しかし、同市を除くその他の区域では、下水道処理人口普及率は32.0%に留まっている。

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道等の整備は極めて重要である。

(令和3年度末)

事業名	実施主体	整備状況
下水道事業	北九州市、行橋市、豊前市、 苅田町、みやこ町、吉富町、 築上町	北九州市処理人口普及率 99.9% (処理人口：930千人) 区域全体(北九州市を除く)処理人口普及率 32.0% (処理人口：56千人)
浄化槽（合併処理浄化槽）設置整備事業	北九州市、行橋市、豊前市、 添田町、赤村、苅田町、 みやこ町、吉富町、上毛町、 築上町	区域全体（北九州市を除く） 浄化槽人口普及率 37.5% (処理人口：73千人)
農業集落排水施設整備事業	行橋市、苅田町、みやこ町、 上毛町、築上町	9地区 (処理能力：4,397kl/日)
漁業集落排水施設整備事業	北九州市	2地区 (処理能力：222.2kl/日)
し尿処理施設整備事業	行橋市、苅田町、築上町、 吉富町外1町環境衛生事務組 合、田川郡東部環境衛生施設 組合	5施設 (処理能力：743.52kl/日)

(基本的施策)

- 地域特性を考慮し最適な汚水処理施設の整備手法を選定し、総合的に汚水処理施設の整備を推進するため策定された「福岡県汚水処理構想」に基づき、下水道等の汚水処理施設の未普及地区における整備を推進する。
- 下水道の整備においては、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、整備区域の拡大及び処理人口の増加に努める。
- 関係自治体が連携し、地域の実情に応じて窒素及びりん等の除去性能の向上を含めた高度処理の導入を推進するとともに、合流式下水道は一定量以上の降雨時に未処理下水の一部が川や海に流れ出ることがあるため、分流化や雨水滞水池等の整備を進め、放流先の汚濁負荷量の削減等に努める。
- 下水道が整備されるまでの間、あるいは下水道整備予定区域外にあっては、生活排水対策として、地域の実情に応じ、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業集落排水施設等の各種生活排水処理施設の整備を推進する。
- 浄化槽については、安定した性能の維持及び放流水質の向上を図るため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、福岡県浄化槽法施行細則（昭和60年福岡県規則第51号）及び福岡県浄化槽事務取扱要領に基づき、適正な設置及び管理の強化を図る。
- 規模の大きな浄化槽については、必要に応じ高度処理の導入を推進する。
- し尿処理施設においては、今後とも高度処理施設を導入するなどの改善整備を進め、処理能力の向上を図る。

(3) 底層環境等の改善

(現状・課題)

本県の瀬戸内海のうち周防灘においては、沿岸域から沖合域にかけて粘土・シルト分が多いことから有機物含有量が高く、夏季には貧酸素水塊が発生する傾向がある。また、集中豪雨などの影響により窒素やりん等の栄養塩類が一時的に過剰となると、藻類や植物プランクトンが異常増殖することがある。そうした場合、植物プランクトンの死骸が堆積し、底質の有機物含有量が高くなり貧酸素水塊が発生して水質に悪影響を与えることがある。

このように水質と底質環境は相互に影響を及ぼし合っていることから、生物の生息・生育環境を保全し、良好な海域環境を保全・再生するために、水質と底質環境の改善を図る必要がある。

また、自然海岸とそれに続く浅場などの沿岸海域は、多様な生物の生息・生育地となっている一方で、沿岸域の開発など人為的な影響を受けやすい地域でもある。

沿岸域における施設整備においては、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用するなど、可能な限り自然の機能の保全に配慮し、生物の生息・生育空間の再生・創出を図る対策が求められている。

(基本的施策)

- 環境との調和に十分配慮しつつ、水質保全対策と底質改善対策とを組み合わせるなど適切な措置に努める。
- 覆砂による底質改善に努める。
- 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(福岡県)」に基づく施策を推進するとともに、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の実態等の把握に努める。
- 瀬戸内海及びこれに流入する公共用水域の水質と底質の常時監視の充実を図る。
- 新たな護岸等の設置及び既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や石積み護岸など生物の生息環境に配慮した護岸とするよう努める。
- 海岸保全施設の整備・更新に当たっては、防護のみならず可能な限り自然との共生及び環境との調和に配慮した「面的防護方式」への転換を検討する。

(4) 油等による汚染の防止

(現状・課題)

県区域には、国際拠点港湾である北九州港をはじめとして、重要港湾である苅田港及び地方港湾の宇島港があり、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域として、北九州地区が指定されている。

また、関門海峡は、海上交通の要衝として重要な役割を有しており、北九州市の臨海部は重化学工業地帯となっている。

油等流出事故が発生した場合、時間の経過とともに、流出した油等が風、海流等により広域化し、その回収が困難になることから、海域環境の被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう関係機関相互の協力体制の整備を図り、地域の実情に応じた準備及び対応に関する施策を積極的に推進する必要がある。

(基本的施策)

- 船舶及び陸上からの油等の排出を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、港則法（昭和23年法律第174号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）並びに水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。
- 船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、海上交通安全法（昭和47年法律第105号）及び港則法に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設整備を推進する。
- 石油コンビナート等特別防災区域での災害発生に伴う油等の流出による海洋汚染を未然に防止するため、消防法（昭和23年法律第186号）、石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と指導、監視の強化を図るとともに、県及び関係市町村の地域防災計画や、福岡県

石油コンビナート等防災計画による防災活動等の適切な運営を推進する。

- 排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに石油コンビナート等災害防止法に基づくオイルフェンス、油吸着材等の備付け義務の徹底を図るとともに、排出油等防除資機材の整備確保に努める。
- 排出油を速やかに回収するため、現在北九州港に整備されている油回収船の高度活用を図る。
- 海上災害の発生及び拡大防止のため、(一財)海上災害防止センターと関係機関との連携を推進する。
- 大量の流出油等に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく、瀬戸内海西部海域排出油等防除計画に従い、迅速かつ確かな排出油等の防除のための措置を図るとともに、各地区の流出油等災害対策協議会等を通じ、関係者相互の協力体制を整備し、防除活動等の適切な運営を確保する。
- 油等流出事故発生時における環境保全対策として、脆弱沿岸海域図の活用により、自然環境等に及ぼす被害を最小限にするとともに、事故時の回復状況を評価するため、海域、海岸の自然環境に関する情報収集及び平常時の水質・底質等の測定データの蓄積に努める。
- 油等流出事故により漁場に汚染が生じる場合に備え、あらかじめ油等の回収方法、漁場保全対策についての調査研究に努める。
- 関係機関が連携し、油等により汚染された水鳥等野生生物の捕獲・搬送、洗浄・治療、回復までの救護活動を適切に実施するための対策の充実に努める。

(5) 栄養塩類の管理等

(現状・課題)

生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(令和3年法律第59号)により創設された「栄養塩類管理制度」について知見を集積しながら、その活用について検討する必要がある。

また、その活用にあたっては、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献するべく、その地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが求められる。

(基本的施策)

- 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(福岡県)」に基づく施策を推進するとともに、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の実態等の把握に努める。
- 瀬戸内海及びこれに流入する公共用水域の水質の常時監視の充実に努める。
- 栄養塩類の管理にあたっては、海域の特性や海域利用の実情に応じた水質管理が必要であることから、「栄養塩類管理制度」の活用について検討する前段階として調査による現状把握に努める。

(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

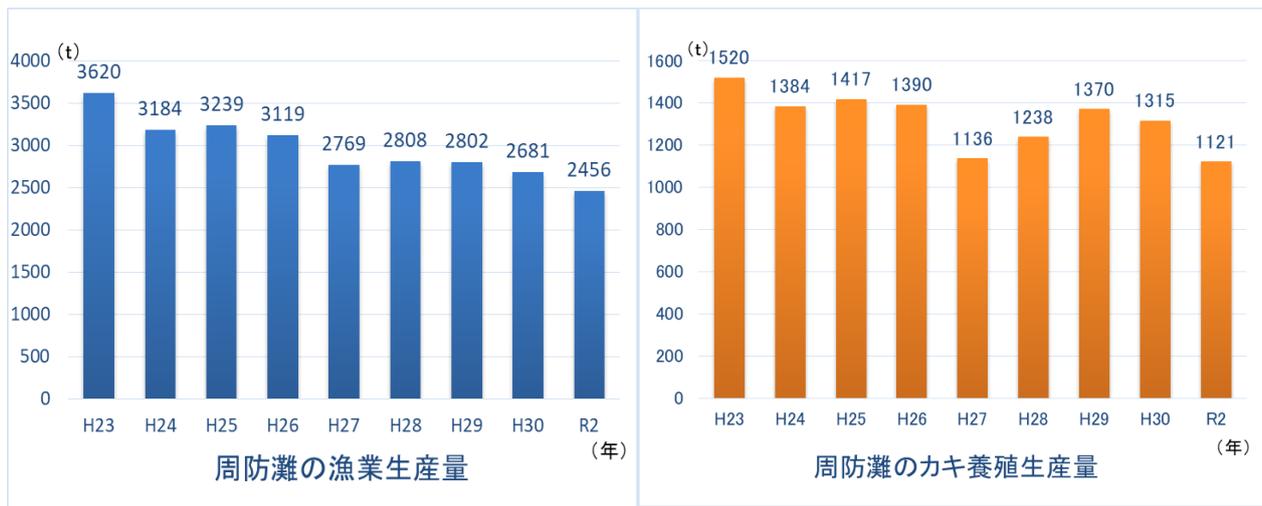
(現状・課題)

本県の瀬戸内海のうち周防灘は、水深が浅く、海底は軟泥質で、沿岸域には干潟が形成され、エビ・カニ類や魚類の重要な産卵・育成場として機能している地域であり、小型底びき網漁業等の漁船漁業や採貝漁業、近年、生産が安定しているカキ養殖がその主体となっている。

また、響灘は、対馬暖流の影響を受ける外海性の海域で、沿岸域の岩礁地帯には多くの藻場が存在し、魚介類の産卵・育成場として機能するとともに、好漁場を形成しており、いかつり、刺網、潜水器漁業等の多種多様な漁船漁業が営まれている。

これらの漁場では、覆砂による漁場環境の改善や魚礁による漁場整備とともに、資源管理や種苗放流による資源づくりにより、漁場と資源の持続的利用を図っている。

今後とも、海域の特性に合わせた漁場づくり、漁業者による資源管理、漁場保全の取組み等の推進が必要である。



(R1年度は統計上の理由により、データなし)

また、瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査（平成27年～平成29年、環境省）によると、本県の瀬戸内海沿岸海域には、ガラモ場を主体とする943haの藻場と1,827haの干潟が存在している。

魚介類の産卵生育の場等となっている藻場及び魚介類、鳥獣等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たしている干潟は、近年の各種の開発行為に伴い次第に減少する傾向にある。

水産資源を保全する機能に加え、水質浄化機能、生物多様性・生物生産性の確保といった機能の観点からも、藻場・干潟等が適正な状態で保全・再生されることが求められている。

(基本的施策)

- 水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖を推進する。
- 地域の実情に応じた水産資源の適切な保全及び管理を推進するため、資源量及び漁業実態の的確な把握に努める。
- 資源管理型漁業や種苗放流により、水産資源の保護・育成を図るとともに、水産資源の持続的な利用を推進する。
- 重要な漁場であるばかりでなく、水生生物の産卵、幼稚魚の成育等の資源生産の場としての機能や、有機物の分解による水質浄化等の多面的な機能を有している藻場・干潟の保全・再生に努める。
- 採貝漁業については、技術開発による資源づくりや保護区域の設定などによる資源管理を推進するとともに、食害生物の駆除の取組みによる干潟漁場の保全に努める。
- カキ養殖業については、種苗の安定確保、食害対策による生産の安定確保や養殖技術の改良及び普及により生産の維持に努める。
- 情報発信や交流を通じて県民の水産業に対する関心の向上を図るとともに、地域の団体や教育現場が連携し、魚食の普及促進や水産業が持つ環境保全機能の啓発等に努める。
- 干潟を含む鳥獣保護区については、設定期間及びエリア等の更新を行い、さらに地域の特性に応じた新たな保護区の設定等について検討する。
- 干潟周辺を含めた新たな干潟保護の方策を講じ、その管理保全に努める。
- 藻場・干潟等については、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、その保全のための措置に努める。
- 開発等に伴い失われた藻場・干潟等については、良好な環境を回復させる観点から、再生するための施策の実施に努める。
- 健全な生態系を確保するために必要不可欠である植物プランクトン、藻場の生育等に重要な窒素・りん等の栄養塩類の適正なレベルについて検討を進める。



漁業者が保全活動を行い再生した藻場



豊前干潟

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

(1) 自然海浜等の保全等

(現状・課題)

沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等が適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置を講ずる必要がある。

また、継続的な観察、モニタリング等により、生物の生息・生育場所としての機能の確認や、CO2吸収量の算定や精査にも貢献するものとする必要がある。

さらに、沿岸域は、開発等により自然海岸が減少し、既に海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、残された自然環境の保全について、特に慎重に配慮するものとする。

加えて、海面及び沿岸部等において、施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するものとする。

① 自然公園の保全等

県区域においては、自然公園法（昭和32年法律第61号）に基づき、国立公園が1か所、国定公園が3か所、県立自然公園が5か所指定されている。公園区域内においては、一定の行為を規制することにより、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、歩道、園地、野営場等の整備を計画的に行っている。

今後とも、公園区域内の自然環境や利用状況などの自然公園を取り巻く社会状況等の変化に対応しつつ、自然環境の保護と快適で適正な利用を推進する必要がある。

公園名	概要	関係市町村	指定年月日等
国立公園			
 瀬戸内海国立公園	関門海峡を眼下に眺める、北九州市門司区の和布刈公園を中心とする地域。 和布刈地区からの関門海峡の眺めは壮観である。	北九州市	昭和31年5月1日 指定 面積 46ha

国定公園			
 <p>北九州国定公園</p>	<p>カルストで有名な平尾台、皿倉山（標高622m）から福智山（標高901m）に至る山系及び足立山（標高598m）・風師山（標高362m）を含む地域。100万都市の近郊にありながら、豊かな自然が残る。</p>	<p>北九州市 直方市 行橋市 福智町 苅田町</p>	昭和47年10月16日指定
			面積 8,107ha
 <p>玄海国定公園</p>	<p>清く澄んだ玄界灘沿岸の海岸線と、クスノキの原生林で知られる立花山（標高367m）を含む地域。白砂青松の海岸線、岬からの眺望などを求めて、レジャーで訪れる人も多い地域である。</p>	<p>北九州市 福岡市 宗像市 古賀市 福津市 糸島市 新宮町 久山町 岡垣町</p>	昭和31年6月1日指定
			面積 5,870ha
 <p>耶馬日田英彦山国定公園</p>	<p>霊峰で知られる英彦山（標高1,199m）を中心とした犬ヶ岳（標高1,131m）・求菩提山（標高782m）を含む地域。文化的に重要な地域であるとともに、県内では貴重なブナ林が広がるなど、生物多様性にとっても重要な地域である。</p>	<p>豊前市 うきは市 朝倉市 東峰村 添田町 みやこ町 上毛町 築上町</p>	昭和25年7月29日指定
			面積 8,269ha
県立自然公園			
 <p>筑豊県立自然公園</p>	<p>蓑島や長井浜といった周防灘を望む海岸線と、石灰岩からなる香春岳（標高509m）を中心とした北九州国定公園を取り囲む地域。人々の生活圏に近いところに広がる自然公園で、里山の景観が見られる。</p>	<p>北九州市 直方市 田川市 行橋市 香春町 赤村 福智町 苅田町 みやこ町 築上町</p>	昭和25年5月13日指定
			面積 8,550ha

② 自然海浜の保全等

「第5回自然環境保全基礎調査海岸調査（平成8年度、環境庁）」によると、本県の瀬戸内海の海岸線のうち自然海岸は14.5%、半自然海岸は6.2%、人工海岸は78.1%、河口部は1.2%となっている。

これらの自然海岸及び半自然海岸は、海水浴場、潮干狩場及び魚釣り場等、自然とのふれあいの場として多くの人々に利用されているが、近年の各種の開発行為に伴い、次第に減少する傾向にある。

自然海浜は、海水浴場等のレクリエーション、また環境教育・環境学習の場等として重要な役

割を果たしていることから、残された自然海浜を保全するとともに、再生・創出する対策が求められている。

海水浴場、潮干狩場、魚つき場

種類	場所
海水浴場	脇田海岸、蓑島海岸 等
潮干狩場	蓑島海岸、浜宮海岸、三毛門海岸 等
魚つき場	脇田海岸、藍島周辺

また、海水浴場は、人と水が触れ合う場として最も親しまれている水環境の一つであり、地域の個性をかたち作るとともに自然の水循環の一部を構成する重要な水辺ともいわれる。

全国的に見ると、かつては河川等から流入する生活排水等の影響により海水浴場の水質悪化が進み、健全なレクリエーションの場としての機能が低下していたものの、近年の水質改善対策により海水浴場の水質は向上しており、これらの機能は回復傾向にある。

本県においても、毎年、海水浴場の開設前及び開設中に県内の主要な海水浴場について、水質調査が実施されており、海水浴場の判定基準に基づき、海水浴に適した水質であるかの判定がされている。令和4年度の遊泳期間前の水質は、すべての調査地点で水浴に適した水質であった。

今後とも、人と水との関係の回復を目指し、水質のみならず水生生物、水辺地等も含めた総合的な観点からの海水浴場の環境保全対策を推進していく必要がある。

令和4年度（遊泳期間前）水質調査結果

海水浴場の名称	区分	結果
脇田	水質AA	適
蓑島	水質B	可

③ 海岸部における緑地の保全等

県区域の植生自然度の概要は、自然度が高いものとして、沿岸部では響灘沿岸の岩屋、脇田海岸、周防灘沿岸の白野江から柄杓田にかけて見られる海岸低木林と、これに続くシイ、カシ林、さらに椎田海岸のクロマツ林があり、山地部では犬ヶ岳、求菩提山一帯の自然林等がある。

瀬戸内海沿岸における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、今後とも緑地の保全・再生を推進する必要がある。

事業名	実施箇所	
都市公園整備事業	北九州市、苅田町	
港湾環境施設（緑地等施設）整備事業	北九州港	西海岸、響灘東及び新門司北地区
	苅田港	松山地区

事業名	実施箇所		
特別緑地保全地区	北九州市	17地区	83.3ha
風致地区	北九州市	15地区	12,870.7ha

④ 史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保全等

本県は、豊かな自然に恵まれるとともに、先人たちが遺した文化遺産など貴重な文化財が豊富にある。県区域には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき指定されている史跡が13件、名勝が1件、天然記念物が7件あり、また福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）に基づき指定されている史跡が15件、天然記念物が17件ある。さらに重要文化的景観に1件選定されている。

自然景観や文化的景観の主要な構成要素である文化財の状況の把握に努め、確実に保存してい

く対策が求められている。

史跡

番号	区分	名称
1	国指定	御所ヶ谷神籠石
2	国指定	求菩提山
3	国指定	御所山古墳
4	国指定	石塚山古墳
5	国指定	橋塚古墳
6	国指定	綾塚古墳
7	国指定	豊前国分寺跡
8	国指定	友枝瓦窯跡
9	国指定	穴ヶ葉山古墳
10	国指定	大ノ瀬官衙遺跡
11	国指定	唐原山城跡
12	国指定	船迫窯跡
13	国指定	福原長者原官衙遺跡
14	県指定	広寿山福聚寺
15	県指定	藍島遠見番所旗柱台
16	県指定	重留遺跡
17	県指定	曾根古墳群
18	県指定	ビワノクマ古墳
19	県指定	仏山塾跡
20	県指定	蔵春園
21	県指定	黒部古墳群
22	県指定	番塚古墳
23	県指定	上坂庵寺跡
24	県指定	菩提庵寺跡
25	県指定	扇八幡古墳
26	県指定	彦徳甲塚古墳
27	県指定	豊前国府跡
28	県指定	黒崎城跡

名勝

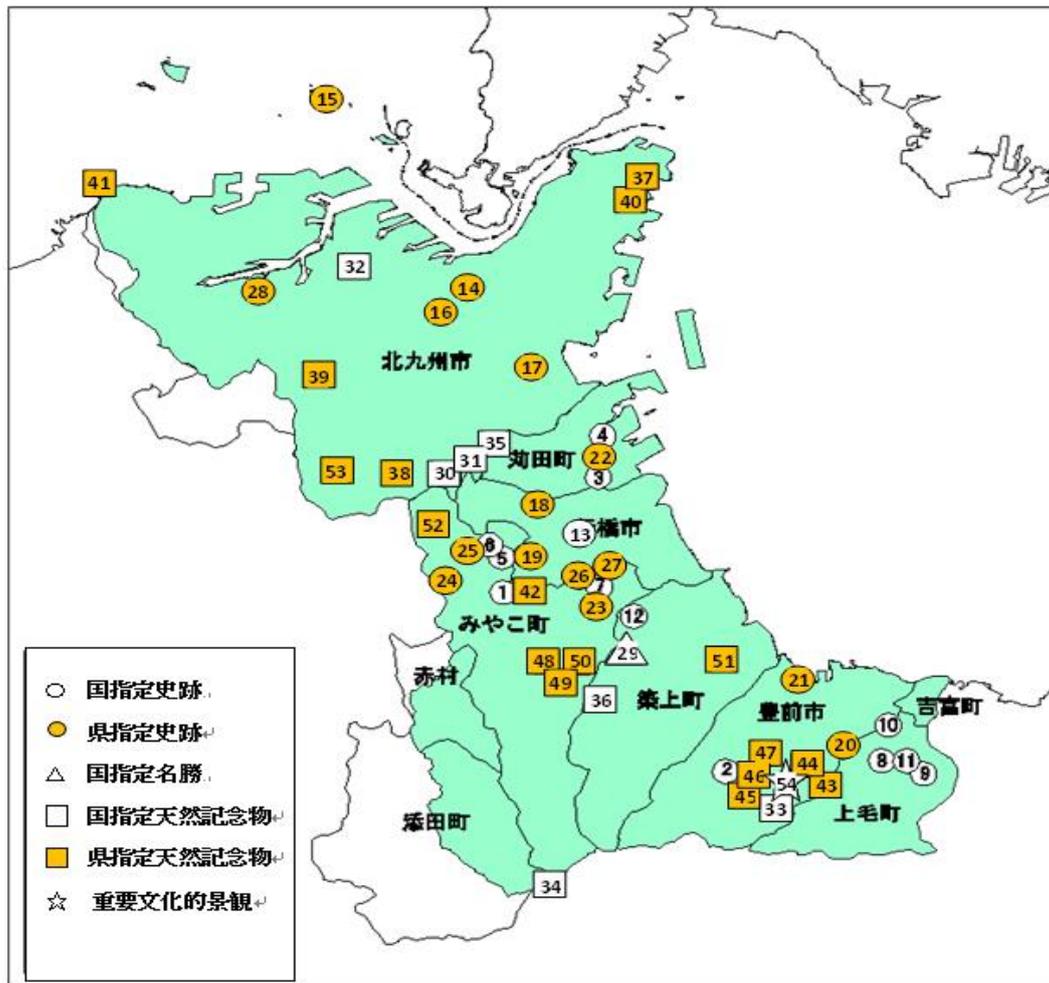
番号	区分	名称
29	国指定	旧藏内氏庭園

天然記念物

番号	区分	名称
30	国指定	千仏鍾乳洞
31	国指定	平尾台
32	国指定	夜宮の大珪化木
33	国指定	犬ヶ岳ツクシシャクナゲ自生地
34	国指定	鷹巣山
35	国指定	青竜窟
36	国指定	本庄のクス
37	県指定	梅花石岩層 附 梅花石大形置物
38	県指定	大山祇神社のイチョウ
39	県指定	三岳のチシャノキ
40	県指定	白野江のサトザクラ
41	県指定	岩屋・遠見ヶ鼻の芦屋層群
42	県指定	御所ヶ谷のヒモツル自生地
43	県指定	白山神社の大クス
44	県指定	須佐神社の大クス
45	県指定	大河内のコウヨウザン
46	県指定	求菩提のヒメシャガ
47	県指定	求菩提のボダイジュ
48	県指定	蔵持の大スギ
49	県指定	木井神社のイチイガシ
50	県指定	木井馬場のムクノキ
51	県指定	小原不動窟の大ソテツ
52	県指定	千女房のヤマザクラ
53	県指定	満干の潮

重要文化的景観

番号	区分	名称
54	国選定	求菩提の農村景観



国指定名勝29 旧藏内氏庭園



国選定重要文化的景観54 求菩提の農村景観

(基本的施策)

① 自然公園の保全等

- 瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないことを主眼として適正に保全されるよう、自然公園法に基づく規制の徹底と監視、指導の強化に努める。
- 公園ごとに策定される公園計画に基づき事業を推進するとともに、30by30達成に向けて必要に応じて公園区域の見直しや公園計画の策定及び見直しを実施する。
- 自然公園など法令で保護された区域以外に、企業や団体、自治体などの取組により生物多様性の保全が図られている区域については「自然共生サイト」への認定申請を促し、OECM（自然公園等の保護区以外に、生物多様性保全に貢献している地域）の拡充を図る。
- その他の自然環境が特に優れた地域については、学術調査等を実施し、自然環境保全地域

の指定を検討するなど、適正な保全に努める。

② 自然海浜の保全等

ア 規制の徹底と指導取締りの強化

- 自然海岸の保全及び適正な利用を図るため、福岡県自然海浜保全地区条例（昭和55年福岡県条例第24号）により指定している3地区の自然海浜保全地区について、今後とも条例の適切な運用を図る。
- 自然公園法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき各種指定地区に指定されている自然海浜について、当該法令に基づく適切な運用を図る。

自然海浜保全地区名	位置	海岸延長(km)	特質	指定年月日
喜多久自然海浜保全地区	北九州市門司区大字喜多久	1.2	トベラ、マサキを優占種とした海岸林が良好な状態で生育する自然海浜。	昭和57年3月6日
三毛門自然海浜保全地区	豊前市大字杵川及び三毛門	2.0	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には浅海性の周防灘沿岸有数の広大な干潟が現れる。	昭和57年3月6日
松江浦自然海浜保全地区	豊前市大字松江	1.0	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には広大な干潟が現れる。	昭和62年12月24日



松江浦自然海浜保全地区



清掃活動の様子

イ 養浜等による海浜環境の保全

- 自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、NPOやボランティア団体等による海浜部の漂着ごみ等の清掃事業を実施する。
- 開発等に伴い失われた自然海浜については、良好な環境を回復させる観点から、再生・創出する施策の実施に努める。

③ 海岸部における緑地の保全等

- 良好な自然環境を有する海岸地域及び島しょ部における林地を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、林地開発許可制度により林地の開発に係る規制の適正な運用を図る。
- 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく採取計画の認可並びに海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく許可に際し、緑地等の保全について十分配慮する。

- 都市公園整備事業、港湾環境施設（緑地等施設）整備事業等を進めるとともに、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市計画法に基づく特別緑地保全地区及び風致地区における規制の適正な運用を図る。
- 保安林整備事業等の保安施設事業及び森林整備事業を推進するとともに、森林病虫害等防除対策により森林被害を抑制し、健全な森林の維持造成に努める。
- 開発事業の許可等に当たっては、福岡県環境保全に関する条例（昭和47年福岡県条例第28号）に基づき自然環境の破壊の防止策及び植樹等による自然の回復策を推進するとともに、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を進めるなど、緑の修復に努める。

④ 史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保全等

- 県区域における文化財は、できるだけ良好な状態で保存されるよう文化財保護法に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の保護事業を積極的に推進する。
- 文化財への理解を深め、関心を持ってもらうため文化財保護思想の普及啓発を推進する。

(2) 海砂利の採取の抑制

（現状・課題）

高度経済成長期以降、コンクリート用骨材や埋立てに使用するために大量の海砂利が採取され、海底地形や底質が変化し生態系への悪影響が懸念されたため、福岡県一般海域管理条例（平成12年福岡県条例36号）や福岡県一般海域管理運用要綱等による規制が行われ、県区域においては、現在、海砂利採取は行われていない。

これらの規制に伴い、海砂利は全般的に堆積傾向にあるが、採取に当たっては水質、底質、海底地形、生態系等への影響について十分留意する必要がある。

（基本的施策）

- 海砂利の採取は、原則として行わないものとする。
- 県区域における海砂利採取の許可区域は、北九州市沖の響灘の一部と極めて限定されている。この許可区域においてやむを得ず海砂利採取を実施する場合には、海砂利の需要動向や代替材の供給状況を踏まえ、最小限の採取量に留めるものとする。
- 採取に当たっては、環境等に及ぼす影響が少なくなるような位置、面積、期間及び方法を採るものとし、採取後の状況把握に努める。
- 河口域の砂利採取においては、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意する。

(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

（現状・課題）

本県の瀬戸内海沿岸域には、港湾施設や工業用地、埋立護岸等が多数存在する。近年の埋立て地として、北九州空港島や苅田港整備に伴う新松山地区があり、昭和49年以降の本県の瀬戸内海域における埋立免許面積は、1,575.1haとなっている。

また、現在、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）の公有水面埋立事業が行われ、今後、苅田港松山土砂処分場の公有水面埋立事業が予定されている。

埋立ては、水質の悪化、生物の生息・生育環境等の生態系の変化、自然景観の改変、漁場の減少等多岐にわたり環境影響を及ぼすおそれがあることから、実施に当たっては環境保全に十分な配慮が求められている。

（基本的施策）

- 未利用地や既存施設の有効活用、廃棄物の発生抑制・再生利用等を通じた循環型社会の構築を図ることにより、瀬戸内海沿岸域における埋立ての抑制に努める。
- やむを得ない事由により、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく免許又は承認

を行う場合は、環境保全に十分配慮するものとし、福岡県環境保全に関する条例の適切な運用を図る。

- 環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び福岡県環境影響評価条例（平成10年福岡県条例第39号）に基づく環境影響評価においては、環境への影響の回避・低減を検討し、必要に応じ適切な代償措置について検討を行う。
- 代償措置の検討に際しては、適切な環境保全と地域住民の意見が反映されるように努めるとともに、特に沿岸域の藻場・干潟等が生物多様性に富み、また生物生産性が高く底生生物や魚介類の生息・生育、海水浄化等において重要な場であることを考慮する。

(4) エコツーリズム等の推進

(現状・課題)

県区域は、自然、歴史、文化等に育まれた数多くの良好な景観資源に恵まれている。

これらの景観資源を活かした地域の魅力を地域内外に発信すること等により、地域住民が景観の大切さに気づき、景観資源を保全し、魅力ある景観を形成していくための取組みを推進するとともに、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどによる都市と農山漁村の交流を推進していく必要がある。

(基本的施策)

- 瀬戸内海の自然環境や歴史文化などを活用して、都市住民と地域住民との交流を推進することにより、都市住民と地域住民の地域の魅力に対する理解や関心の高揚を図る。
- 独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の自然環境や歴史文化を保全し、さらに地域の活性化を推進する。
- 良好な景観を広域的に保全・継承していくため、まち歩きや景観資源をめぐるウォーキングなどを通して、地域内外の多くの人々に景観資源の重要性が認識されるよう努める。
- 地域で親しまれている良好な景観資源を、地域住民及びまちづくり団体・NPO等が中心となってリスト化し、景観に関する様々な情報を収集・データベース化することにより、環境資源マップの作成やホームページ等を用いた情報発信に努める。

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

(現状・課題)

水は、雨が地表に降り、土壌に保水されつつ、地表水及び地下水として徐々に流下し、河川、湖沼及び海域に流入し、その過程で大気中に蒸発することで循環している。

高度経済成長期以降、都市への急激な人口や産業の集中、産業構造の変化など社会経済の変化を背景に、これらの水循環機能が急激に変化し、水質の浄化、多様な生態系の維持、物質循環等の様々な機能が損なわれた結果、水質汚濁、生態系への悪影響、河川流量の減少、親水性の低下、水により育まれてきた文化の喪失等の問題が生じている。

また、水源地域では人口の減少・高齢化が進行しており、山村の地域資源である森林の適正管理に支障をきたすことも危惧されている。

瀬戸内海の環境保全を図るためには、森・川・里・海を一体と捉え、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、関係者間の連携の強化を図り、環境の保全に果たす水の機能の維持・回復に努める必要がある。

(基本的施策)

- 福岡県総合計画に基づき、利用期を迎えた人工林では、計画的な主伐を行うとともに、省力・低コスト技術の実践により、再生林を推進する。
- 荒廃の恐れのある森林については、福岡県森林環境税を活用した強度間伐等の森林整備を実施し、荒廃の未然防止を図る。
- 森林については、水源かん養機能を高めるために、保安林の配備及び適切な維持管理に努めるとともに、「(公財)福岡県水源の森基金」を活用した水源かん養林の整備を進める。

- 農地については、保水機能や地下水かん養機能の保全・再生のため、水田等農地の適正な維持管理を図る。
- 海域においては、藻場・干潟等の沿岸域環境の保全を推進するとともに、海水浄化のための実証研究等、自然浄化能力の回復に資する事業を推進する。
- 河川については、県が策定した河川整備基本方針及び河川整備計画において河川環境の整備と保全に関する事項を定め、それら計画に基づき、多様な生物の生息・生育環境の保全・創出に配慮した河川整備を進める。
- 都市部においては、下水道処理場の処理水を再利用したビオトープ(注1)の整備を図るなど、今後も下水処理水の再利用の促進に努める。

(注1) ビオトープ

本来、生物の生息空間を指す専門用語であるが、日本では一般的に、開発事業などによって環境のそこなわれた土地や都市内の空き地、校庭などに新たに造成された生物の生息空間の意味で用いられる。

(6) 島しょ部の環境の保全

(現状・課題)

響灘北東部に位置する藍島（101世帯201人）、馬島（13世帯27人）は、美しい景観や豊かな自然が保全されるとともに豊かな漁場にも恵まれており、自然とのふれあいの場や機会を提供する「癒しの空間」及び「良質な食料供給地」として重要な役割を担っている。

限られた環境資源を利用し、漁業や農業による生活が営まれている中、環境資源の保護と適正な利用を図り、環境資源を生かした活力と魅力ある島づくりが必要となっている。

(基本的施策)

- 環境資源の確保を図るとともに、自然とのふれあいの場として自然環境の保全に努める。
- 伝統文化や歴史的遺産等の保存・活用に努める。
- 生物多様性など島しょ部固有の自然環境の保全に努めるとともに、その魅力を伝えるための人材育成やWebサイト等を利用した情報発信に努める。
- 藻場の保全等による漁場環境の改善を図る。
- 老朽化している排水処理施設について、計画的に更新を図るなど適切な維持管理を行い、水質の保全に努める。
- 住民やボランティア等による清掃活動を推進するとともに、ごみの不法投棄・投げ捨てるを防止するため、釣り客等に対する啓発に努める。
- 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条を根拠とする福岡県離島振興計画に基づき、島しょ部の生物多様性の保全や地域資源としての利用に向けた支援を行う。

3 海洋プラスチックごみを含む漂着ごみ等の除去・発生抑制等

(1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進

(現状・課題)

海岸漂着物等は、河川等を通して流出したものや現地でのポイ捨て等によるものが多く含まれていると考えられている。こうした海岸漂着物等は、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、海岸における美しい景観を損なうことになる。

そのため、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査を進めるなど、海岸環境の保全に対する総合的な対策が求められている。

(基本的施策)

- 福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、関係機関が連携し、海岸漂着物等対策の推進を図る。
- 海上に浮遊するごみ、油等を除去するため、現在、国土交通省 九州地方整備局 関門航路

事務所に配備されている清掃船兼油回収船等を積極的に活用する。

- 海岸漂着物等については、陸域の身近な散乱ごみに起因するものが多く含まれていることから、パトロール等の活動による監視取締りの強化を図る。
- 行政、地域住民、NPO等が連携を図り、清掃活動を継続的に推進する。
- 海底ごみの回収に取り組むほか、漁業者が行う漂流ごみの回収作業に対する支援体制の整備に努める。

清掃船等配備状況（関門航路事務所）（令和4年度）

清掃船	油回収船	清掃兼油回収船	浚渫兼油回収船
0	0	1	1

(2) プラスチックごみ対策の推進

（現状・課題）

プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に基づき、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされている。

プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されている。この中には、ごみのポイ捨てや不法投棄等に由来するものが含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人一人の理解を深める必要がある。

（基本的施策）

- ふくおかプラスチック資源循環憲章に基づき、ワンウェイプラスチックの使用削減、効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進、バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進を図る。

(3) 循環経済への移行

（現状・課題）

資源を有効に利用するためには、廃棄物の発生抑制〔Reduce（リデュース）〕、再使用〔Reuse（リユース）〕、再生利用〔Recycle（リサイクル）〕（3R）を進める必要がある。

特に、再生利用〔Recycle（リサイクル）〕に比べて環境負荷削減効果が大きいの、廃棄物の発生抑制〔Reduce（リデュース）〕と再使用〔Reuse（リユース）〕の2Rの取組を優先的に進める必要がある。

また、瀬戸内海の海面及び海浜が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努めることが必要である。

県区域の令和3年度末のごみ処理施設の整備状況は、可燃ごみ処理施設8施設（処理能力2,454t／日）、粗大ごみ処理施設11施設（処理能力529.9t／日）となっている。

なお、令和3年度末で一般廃棄物の最終処分場として3か所（残余容量約860,006m³）が市町村等により確保されており、産業廃棄物の最終処分地として12か所が確保されている。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備及び処分地の確保等の総合的施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図る必要がある。

事業名	実施主体
可燃ごみ処理施設整備	北九州市、苅田エコプラント（株）、築上町、豊前市外二町清掃施設組合、行橋市みやこ町清掃施設組合、田川郡東部環境衛生施設組合
粗大ごみ処理施設整備	北九州市、苅田町、苅田エコプラント（株）、築上町、豊前市外二町清掃施設組合、田川郡東部環境衛生施設組合

（基本的施策）

- 県民・事業者による「3R」活動の推進、建設資材・生活関連リサイクル製品の利用促進により、「3R」に配慮したライフスタイルへの転換を図る。
- 福岡県食品ロス削減推進計画に基づき、事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の普及促進等の施策を総合的に推進する。
- ふくおかプラスチック資源循環憲章に基づき、ワンウェイプラスチックの使用削減、効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進、バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進を図る。
- リサイクル製品の利用促進のため、福岡県リサイクル製品認定制度等を活用して、事業者・県民の理解や関心の高揚を図る。
- ごみの不法投棄及び不適正処理の防止のため、監視等の強化を図る。
- 廃棄物の処理施設の適切な整備及び処分地の確保に努める。
- 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の施策を総合的に推進する。
- 福岡県分別収集促進計画及び市町村の分別収集計画に基づき、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施し、容器包装廃棄物の発生抑制及び分別収集の取組みを推進する。
- 再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行っているリサイクル総合研究事業化センターを活用し、産学官民の連携協力のもとに共同研究を推進する。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理施設への立入検査等を積極的に実施し、適正な管理の確保を図る。
- 産業廃棄物については、排出事業者責任の原則を踏まえ、適正処理の徹底と管理を強化する。
- 福岡県廃棄物処理計画及び市町村の廃棄物処理計画において設定した廃棄物の資源化・減量化率の目標等を踏まえながら、廃棄物の適正処理等を図る。
- 廃棄物の再生利用方策や処理施設整備等の総合的施策を推進することにより、要最終処分量の減少を図る。
- 廃棄物処理について、海面埋立処分によらざるを得ない場合には、瀬戸内海の環境保全に十分配慮したうえで処分地を選定し、廃棄物処理施設整備事業及び港湾環境整備事業を実施するよう努める。

4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

(1) 監視測定の充実、調査研究等の推進

(現状・課題)

瀬戸内海の水質保全対策を適切に推進するためには、公共用水域の水質等の監視測定を実施し、環境基準の達成維持状況及び発生源における排水基準の順守状況を把握することが必要である。

このため、県区域においては、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、海域(10地点)、河川(48地点)及び湖沼(2地点)における環境基準点等計60地点において、健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)及び生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)等の常時監視が行われている。

また、法の基本理念に気候変動の影響に係る観点が追加されたことも踏まえ、地球規模の気候変動による水温の上昇、降雨の強度や期間の変化(これに伴う淡水流入量、陸域負荷量等の変化を含む)、海面の上昇等がもたらす生物多様性・生物生産性への影響や適応策の調査研究等も求められている。

(基本的施策)

- 関係機関の相互協力のもと、公共用水域における常時監視体制の整備に努める。
- 発生源については、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における排水基準の適合状況

を監視するとともに、総量規制の指定地域内事業場における汚濁負荷量を的確に把握するため、水質自動計測器の設置など工場・事業場の自主測定体制の整備を促進する。

- 瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素・りん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図る。
- 公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析のための効果的な監視測定技術の向上に努める。
- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内全域の状況を把握するため、常時監視を実施する。
- 水温については、水質汚濁防止法に基づき、県内全域の状況を把握するため、常時監視を実施する。
- 「福岡県地球温暖化対策実行計画」、「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を踏まえ、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの導入拡大・利用促進を推進する。また、ワンヘルスの推進にあたっては、気候変動適応法（平成30年12月法律第50号）に基づき設置された「福岡県気候変動適応センター」と連携し、地球温暖化対策に取り組む。

(2) 技術開発の促進等

(現状・課題)

本県では、県の保健環境研究所をはじめとして、水産海洋技術センター等の試験研究機関において、環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術開発が進められている。現在、水環境における汚濁機構の究明と保全施策の効果に関する研究や自然環境保全基礎調査等が行われている。

今後も引き続きモニタリングや調査研究を一層充実させ、科学的裏付けデータを蓄積することが必要である。また、「きれいで豊かな瀬戸内海」を実現するために有効な技術を開発し、その活用を推進することも求められている。

(基本的施策)

- 基礎的な環境調査の結果を提供することに加えて、さらに詳細な調査や解析を実施し、より付加的な知見を得るための研究に努める。
- 藻場・干潟など沿岸域生態系の生物相に関するモニタリング調査等、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの整備に努める。
- 赤潮に関する調査研究を推進し、総合的な対策を図る。
- 国、地方公共団体、民間関係機関等と連携を図りながら、瀬戸内海の特性に対応した環境保全に関する調査研究及び技術の開発に努める。

(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価

(現状・課題)

海域における栄養塩类等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多い点に留意し、順応的な栄養塩類の管理等に当たっては、今後も更なる調査・研究を継続する。

(基本的施策)

- 栄養塩類、水質環境と水産資源との関連性の解明には、栄養塩類から高次捕食者に至る精度の高い生態系モデルの構築が必要であることから、国や大学等との連携により調査、研究を進めていく。

5 基盤的施策の着実な実施

(1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等

(現状・課題)

気候変動の影響等が地球規模の課題となるなか、環境保全に対する県民の関心はますます高まっており、行政、事業者、民間団体及び県民等の各主体が一体となって、自ら環境について考え、行動することが求められている。

一方、瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図ることが必要である。

瀬戸内海における環境保全施策の推進に当たって、その実効を期するためには、多様な環境施策の計画・実施等を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、生業の場としての海における環境配慮行動等を行う漁業者、地域に根ざした環境配慮行動の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う県民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、県区域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の理解と協力、地域における「きれいで豊かな海の実現」という目標の共有が不可欠である。

本県では、周防灘の流入河川である山国川の水質保全及び改善のため設立された山国川水質保全連絡協議会において、国や関係自治体等が連携を図りながら環境保全施策を推進しているところである。

(基本的施策)

- 県民に対して、広報媒体の活用や環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を深めてもらうよう努める。
- 汚濁負荷量の削減や廃棄物の排出抑制等、環境保全に向けた取組みについて、NPOやボランティア団体等による住民参加を推進するとともに、関係者間の連携の強化を図る。
- 福岡県環境県民会議の活用等により、県民、事業者及び行政が一体となって地域における環境保全の取組みを広げる。
- 関係自治体及び住民団体で構成される地域環境協議会において、地域の学校や住民団体等と連携して地域づくり・人づくりを推進し、環境問題を考えながら行動する意識の醸成を図る。
- 瀬戸内海環境保全知事・市長会議による地方公共団体間の連携をさらに強化する。
- 瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を聴取し、施策に反映するための適切な仕組みの整備に努める。

(2) 情報提供、広報の充実

(現状・課題)

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するためには、多様な情報に関するデータベースの整備等により、広く情報を提供するシステムの構築等を進めることが必要である。

本県では、環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」を通じて、県が保有している環境に関する情報、各主体の環境保全の取組みやイベント情報が公開されている。

(基本的施策)

- 県ホームページ及びせとうちネットを活用し、水質の状況等について情報提供に努める。
- 水辺教室等の各種活動の機会を用いた啓発用冊子等の配布を通じて、瀬戸内海とこれに流入する公共用水域の環境の現状及び汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制への取組み等の広報を推進する。
- 県内における瀬戸内海の環境保全に関する取組み状況について、県や関係市町村の環境白書等に掲載し、情報提供を実施する。

(3) 環境教育・環境学習の推進

(現状・課題)

環境教育は、環境に対する関心を高め、各主体の環境配慮に向けた行動を促進するものとして、今日、その重要性はますます高まっている。

中でも、感受性豊かな子どもに対する環境教育は、その効果の大きさや、その後の取組みの広がり期待できることから、県内の小中学校では、生活の基盤となる環境の役割や大切さの理解、環境保全のための実践的な態度や能力等を育成することを目的とした総合的な学習の時間等において環境教育が行われている。

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。

(基本的施策)

- 子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・学習を行うこどもエコクラブの活動を推進する。
- 平尾台自然観察センター等の活用により自然とのふれあいの場の確保に努める。
- 水辺教室・海辺教室等の体験的な学習機会を提供することにより、自然環境教育の推進に努める。
- 自然観察会、自然体験活動等を推進する。
- 環境教育副読本の配布を通じて環境教育等の推進を図る。
- 水辺環境保全活動を推進する指導者の養成を目的とした水生生物講座等を開催し、環境教育を担う人材育成を図る。



水辺教室



平尾台自然観察センター

(4) 国内外の閉鎖性海域との連携

(現状・課題)

周囲を陸地に囲まれた内湾・内海などの閉鎖性海域は、外海との水の交換が行われにくいいため汚染物質が蓄積しやすく、水質の改善や維持が難しいという性質を備えている。また、産業や交通など多方面にわたり、利用・開発されてきたため、自然の浄化機能が低下して環境の悪化を招きやすくなっている。

その一方で、閉鎖性海域やその沿岸部は穏やかな自然環境に恵まれ、古くから漁場として利用されている。

瀬戸内海の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築を図るために、国内外の閉鎖性海域における取組みについて関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(基本的施策)

- 瀬戸内海の価値、現状、課題及び調査・研究の結果等についての情報発信の充実に努める。

- 国内外における取組みに積極的に貢献するため、(公財)国際エメックスセンターの活用等により閉鎖性海域に関する国際会議等への支援や参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努める。

第7 計画の推進

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、本計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとする。

2 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画は、国、県、関係市町村が一体となって積極的に推進していかなければ実効の上がないものである。

このため、これらの関係機関は、緊密な連携を保ち、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、もって本計画の円滑な推進を図るものとする。

3 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、本計画で定められた施策が確実に実行されなければならない。

このため、計画した諸施策を積極的に推進するとともに、次の指標等の達成状況を5年ごとに点検することにより、施策の実施状況及び環境改善状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

4 指標

	指標項目	現状	目標 (令和15年度)	出典
主に水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標	水質汚濁に係る環境基準達成状況	COD 70% 全窒素・全りん 100% (令和3年度)	環境基準の達成・維持を図る	県作成 「令和4年度版公害関係測定結果」
	汚濁負荷量(化学的酸素要求量(COD)・全窒素・全りん)	COD 9.5t/日 全窒素 12t/日 全りん 0.5t/日 (令和3年度)	「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(福岡県)」に掲げる目標値	令和4年度発生負荷量等管理調査
	クロロフィルa	響灘及び周防灘 平均値0.7µg/L 豊前地先海域 平均値0.9µg/L 洞海湾水域 平均値5.9µg/L (令和3年度)	水域に応じた水質の達成、維持を図る	県作成 「令和4年度版公害関係測定結果」
	化学物質排出移動量届出制度(PRTR)に基づく公共用水域への届出排出量	52,933kg 注2) (令和3年度)	減少を目指す	県HP 「PRTR集計結果」
	汚水処理人口普及率	95.8% 注2) (令和3年度)	増加を目指す	国土交通省作成 「汚水処理人口の普及状況に係る総括表」
	下水道高度処理実施率	未実施 (令和3年度)	高度処理計画に基づき推進を図る	県調べ
	合流式下水道改善率	83.8% (令和3年度末)	100%(令和5年度までに)	県調べ
	漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア	99.5% (令和4年度)	現状を維持する	県調べ
	漁場改善計画数	1 (令和4年度)	現状を維持する	県調べ
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況(家畜排泄物の野積み、素掘り貯蓄の数)	0戸 (令和4年度)	0戸	県調べ

	指標項目	現状	目標 (令和15年度)	出典
主に水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標	栄養塩類管理計画策定数、当該計画に基づく栄養塩類増加措置の実施設数	策定なし (令和4年度)	策定を検討する	県調べ
	藻場・干潟ビジョン策定件数	2 (令和4年度)	現状を維持する	県調べ
	藻場・干潟等の保全活動数(周防灘)	2団体 (令和4年度)	継続して推進する	県調べ
主に沿岸域の環境保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化景観の保全に関する指標	自然海浜保全地区指定数	3箇所 (令和4年度)	現状を維持する	県HP 「福岡県の自然公園」
	自然海浜保全地区の新規指定数箇所数及び5年以内の保全状況の点検実施箇所数	・新規 0箇所 ・点検 3箇所 (R4年度)	現状を維持する 継続して実施する。	県調べ
	史跡、名勝、天然記念物の国指定件数	史跡 13件 名勝 1件 天然記念物 7件 (令和4年度)	増加を目指す	県HP 「福岡県指定文化財目録」
	史跡、名勝、天然記念物の県指定件数	史跡 15件 名勝 0件 天然記念物 17件 (令和4年度)	増加を目指す	県HP 「福岡県指定文化財目録」
	重要文化的景観選定件数	1件 (令和4年度)	増加を目指す	文化庁HP 「文化的景観」
	国立公園面積	瀬戸内海国立公園 46ha (令和3年度)	現状を維持する	環境省HP 「自然保護各種データ」
	国立公園利用者数	瀬戸内海国立公園 24,900,000人 (令和2年)	増加を目指す	環境省HP 「自然保護各種データ」
	海砂利採取量	0 千m ³ (令和3年度)	採取禁止を継続して推進する	県調べ
	沿岸地域の海関連伝統行事数	7 (平成27年度)	継続して推進する	(公社)瀬戸内海環境保全協会作成「瀬戸内海における水環境を基調とする海文化」
	鳥獣保護区指定面積	15,158ha 注1) (令和3年度)	現状を維持する	県調べ
	海水浴場の水質判定基準の達成状況	脇田(適) 養島(可) (令和4年度遊泳期間前)	水浴に適した水質の達成、維持を図る	県HP 「(一般の利用者むけ)ふくおかの水環境」
	景観法に基づく景観計画の策定数	4 (令和元年度)	増加を目指す	国土交通省HP 「景観法の施行状況」
	保安林指定面積	31,431ha 注2) (令和3年度末)	増加を目指す	県調べ
	魚つき保安林指定面積	46ha 注2) (令和3年度末)	現状を維持する	県調べ
主に気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進に関する指標	水温(表層及び底層)	豊前海 表層 7.8~9.7℃ 低層 7.8~9.6℃ (令和5年1月測定)	測定を継続する	県調べ
	地域ごとの淡水流入量(豊水時及び平水時)	山国川 豊水時 8.37m ³ /s 平水時 4.77m ³ /s (令和3年度末)	現状を維持する	国土交通省HP (水文水質データベース)

注1) 計画対象区域を含む鳥獣保護区を集計

注2) 北九州市、添田町、赤村は市町村全域を集計



福岡県

瀬戸内海の環境の保全に 関する福岡県計画

発行日／令和6年2月
編集／福岡県環境部環境保全課

福岡県 環境部 環境保全課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3359 FAX 092-643-3849
E-mail : kanho@pref.fukuoka.lg.jp

令和6年2月発行
福岡県環境部環境保全課

福岡県行政資料	
分類記号 MA	所属コード 1900200
登録年度 5(令和)	登録番号 0003